

## 平成 27 年 10 月 1 日から 特定非営利活動法人 (NPO 法人) による和歌山県中小企業融資制度の利用が可能となりました

平成 27 年 10 月 1 日に施行された中小企業信用保険法の改正により、NPO 法人が信用保証制度を利用することが可能となったことに伴い、NPO 法人による和歌山県中小企業融資制度の利用が可能となりました。

- 和歌山県中小企業融資制度の各資金を、原則同条件でご利用頂けます。
- 和歌山県信用保証協会の保証を必ず付けて頂きます。
- 一部利用できない資金がありますので、ご注意ください。

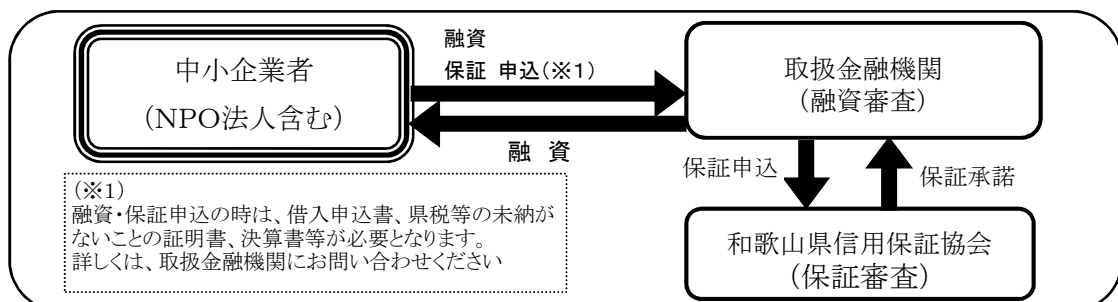
### ■ 特定非営利活動法人 (NPO 法人) が利用可能な県融資制度の資金・枠

資金・融資枠	特定非営利活動法人 (NPO 法人) の利用		
振興対策資金	一般	○	
	組合	×	
	環境	○	
短期決済資金	一般	○	
	流動資産	○	
経営支援資金	一般	○	
	セーフティ	○	
	緊急支援	○ ※	※セーフティネット保証5号の指定業種に該当し、市町村長の認定を受けた法人が利用できます
小企業応援資金	一般	○	
	組合	×	
	小口	×	
	特小	○ ※	※責任共有制度対象となります ※金利・保証料率が変わります ・金利・通常年1.2%以内 → NPO法人年1.4%以内 ・保証料率・通常年0.70% → NPO法人年0.55%
新規開業資金	創業	×	
	創業サポート	×	
	再挑戦	×	
資金繰り安定資金	借換	○	
	緊急支援	○ ※	※セーフティネット保証5号の指定業種に該当し、市町村長の認定を受けた法人が利用できます
	経営力強化	○	
	再生計画	×	
成長サポート資金	雇用拡大	○	
	チャレンジ応援	○ ※	※以下の融資対象の場合は利用できません 1 経営革新計画認定を受けた方 2 地域産業資源活用事業計画認定を受けた方 3 特定研究開発等計画認定を受けた方
安全・安心推進資金	トイレ改修バリアフリー化	○	
	防災対策推進	○	
	エネルギー政策推進	○	
災害復旧対策資金		○	

※金利等の利用条件及び取扱金融機関については、「和歌山県中小企業金融のしおり」をご覧ください。

### ○ 融資の申込の流れ

融資をご希望の法人は、取扱金融機関に直接ご相談、お申し込みください。



注)この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金用途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。